

## 福光都市計画道路の変更（富山県決定）

都市計画道路中 3・5・8 号本町線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主  な 経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の 区間にお ける鉄道 等との交 差の構造	
幹線街路	3・5・8	本町線	南砺市 福 光 字若林	南砺市 福 光 字黒石	南砺市 福 光	約 <u>1,110m</u>	地表式	<u>2</u> 車線	12m (12～ 16m)	幹線街路 と平面交 差 4 箇所	

### 理 由

福光都市計画道路について、近年の人口減少や公共投資の縮減等の社会経済情勢変化及び市街地や道路整備の状況を踏まえて、その見直しを行うものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線の数を決めることが必要となったことから、併せて車線数を決定するものである。

## 変更理由書

福光都市計画道路については、近年の人口減少、少子高齢化の進行、公共投資の縮減等、社会経済情勢の変化と共に、まちづくりの方向性や道路の必要性に変化が生じて来たため、長期未着手となっている路線を対象に「富山県都市計画道路見直しの基本的指針（平成 17 年 9 月）」に基づく評価を行い、次のとおり変更するものとする。

### 3・5・8号本町線

#### (1)変更前路線の概要

本路線は、昭和 28 年に福光市街地の骨格をなす道路として計画決定された都市計画道路であり、南砺市福光字若林を起点とし、同市福光字黒石地内を終点とする延長約 1,310m の幹線街路である。整備状況については、起点から本町地内（市道栄町山本線交差部）までの約 520m は整備済、本町地内から終点までの約 790m は未整備となっている。

#### (2)変更内容

本路線のうち、福光字黒石地内（都市計画道路小林栄町線交差部）から終点までの延長約 200m の区間を廃止し、終点を福光字黒石地内において変更し、計画延長を約 1,110m に変更する。

#### (3)変更の必要性

今回廃止を予定している当該路線小林栄町線以南の約 200m の区間については、市街地の拡大を見込み、用途地域外に計画決定された都市計画道路である。しかし、近年の社会経済情勢の変化により、今後、市街地の拡大が見込まれず、都市計画道路の必要性が低下したことから、終点を現位置から用途地域界である小林栄町線交差部に変更するものである。

また、平成 10 年の都市計画法施行令の改正に伴い、車線数を定めることが必要であることから、車線数を 2 車線に決定するものである。

## 福光都市計画道路の変更（新旧対照表）

### 3・5・8号本町線 県道名（主）金沢湯涌福光線（一部）

		変更前	変更後
名称	番号	3・5・8	同左
	路線名	本町線	同左
位置	起点	南砺市福光字若林	同左
	終点	南砺市福光字黒石	同左
	主な経過地	南砺市福光	同左
区域	延長	約 1,310m	約 1,110m
構造	構造形式	地表式	同左
	車線の数	未決定	2 車線
	幅員	12m（12～16m）	同左
	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	幹線街路と平面交差 4 箇所	同左

